

「あおぞら」について、
動画で分かりやすくご確認いただけます！

組合員の皆さんだけが
加入できる！
手頃な掛金の
共済制度です！

動画はこちら
(約5分)



こくみん共済 coop
公式キャラクター
ビッドくん

<公開期間>
2026年12月31日まで

「あおぞら」おすすめの話



固定費を減らしたくて保障の
備えを洗っていましたが、「あ
おぞら」は手頃な掛金で安心
が得られて嬉しい！（組合員・
40代）



60歳前後で終了する保障が
多いなかで、「あおぞら」は満
80歳まで保障が継続するの
で、組合員の皆さんにおすす
めできます！（組合役員・50代）

こくみん共済 coop 各推進本部の連絡先一覧は22ページをご参照ください。

こくみん共済 coop
ならではの安心

こくみん Life サポート

一人一人にあった保障選びをサポート

お得・便利なサービスが満載！

サービスの
種類は
約18万！

あなたの暮らしに欲しいサービスがきっと見つかる！



毎日の
ヘルスケア



住まいの修理
リフォーム



クルマレジャー
優待



カーメンテナンス



ライフイベントで
使えるサービス



詳しくは
こちら

●ご契約のしおりは、いつでも当会ホームページで閲覧できます。

ご契約のしおり掲載先 <https://www.zenrosai.coop/tebiki.html>



たすけあいら生まれた
保障の生協です

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

90d25F029(2025.11.50,000)コ

全建総連のスケールメリットを活かした
新たな保障の仕組み

生命・医療共済

「あおぞら」

生命保障プラン・医療保障プラン

団体定期生命共済



生命保障プラン
(分割受取方式)

万一の際に、
ご家族の日常的な生活費を
バックアップします！



医療保障プラン
(医療保障単独募集方式)

入院・手術保障を
ニーズに合わせてお手頃な
掛金で準備できます！

たすけあいの輪をむすぶ

生命・医療共済『あおぞら』

生命保障プラン(分割受取方式)・医療保障プラン(医療保障単独募集方式)
団体定期生命共済

人生100年時代! 生命・医療共済『あおぞら』が
働くあなたをサポートします!

POINT 1

加入しやすいお手頃な掛金!

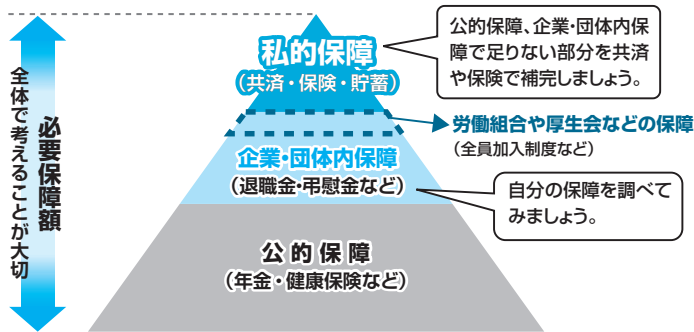
POINT 2

保障は最高満80歳の契約満了日まで!

POINT 3

ニーズにあわせてプランが選べる!
「生命保障プラン」「医療保障プラン」いずれか片方
のみの加入も可能!

公的保障、企業・団体内保障をベースに、私的保障を考えましょう。



現在の保障に「ムリ・ムラ・ムダ」はありませんか?
保障の見直しはこくみん共済 coop までお気軽にご相談ください。

生命・医療共済『あおぞら』の概要について

プラン名	生命保障プラン (分割受取方式)	医療保障プラン (医療保障単独募集方式)
保障内容	死亡保障	入院・手術・がん等の 医療保障
加入できる方	全建総連の組合員とその配偶者	
加入範囲	個人(組織単位での加入ではありません)	
共済期間	契約発効日より1年間(以降、1年毎の更新)	
契約満了	最高満80歳になってはじめて迎える満期日まで	
掛金	月払い(性別・年齢に応じて異なります)	
掛金納入方法	口座振替	

プラン・コースごとの加入できる方について

(新規加入年齢・年齢による更新時の取り扱いなど)

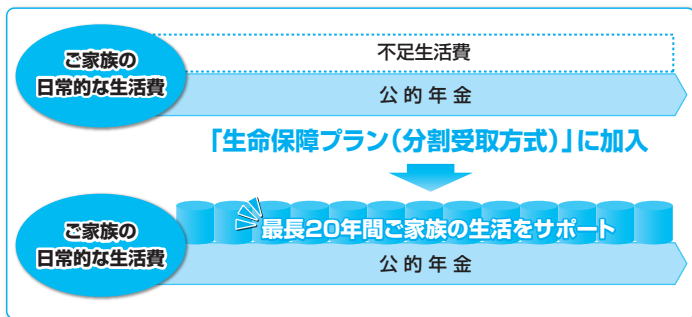
生命保障プラン コース	加入できる方	新規加入年齢	年齢による更新時の取り扱い
A10	本人	満15歳	—
J10	配偶者	～満64歳	
A20	本人	満15歳 ～満59歳	満65歳の更新時にA10コース へ自動移行します。
B10			
B20			
C10			
C20			

医療保障プラン コース	加入できる方	新規加入年齢	年齢による更新時の取り扱い
S3	本人	満15歳 ～満64歳	満71歳の更新時にT3コース (本人)、TJコース(配偶者)へ 自動移行します。
SJ	配偶者		
M5	本人		満71歳の更新時にR5コース (本人)、RJコース(配偶者)へ 自動移行します。
MJ	配偶者	満15歳 ～満59歳	—
L10	本人		
LJ	配偶者	満65歳の更新時にM5コース(本人)、 MJコース(配偶者)へ自動移行します。	
T3	本人	—	—
TJ	配偶者		
R5	本人		
RJ	配偶者		

※同一の被共済者は、各プランについてそれぞれ1コースのみ加入ができます。
※各プランはいずれか片方のみの加入も可能です。
※配偶者が加入する場合、生命保障プラン・医療保障プランそれぞれについて
契約者(組合員本人)の加入が必要です。
※共済期間中において、加入コースの変更または解約はできません。
※更新時に増額を希望される方は、新たに健康告知が必要です。
※他の団体を通じてこくみん共済 coop の団体生命共済に加入があり、共済金
額の合計が引受可能額を超えていた場合、超過分はお支払いできません。
※退職(脱退)時には継続できない場合があります。詳しくは所属の労働組合ま
でお問い合わせください。

万一の際の収入と支出のイメージ

	日常生活費	まとまった費用
支出	食費 交通・通信費 水道・光熱費 など	葬儀費用 教育資金 ローン返済資金 老後準備資金 など
収入	公的保障 (遺族・障害年金) + 「おおぞら」生命保障プラン で補てん	貯蓄 + 団体生命共済など、 一括受取の死亡保障 で補てん



医療保障の必要保障額

入院や治療にかかる医療費は
1日あたり5,000～10,000円が目安

健康保険でカバーできない費用は自己負担です。

入院治療での健康保険適用外の費用

- 食事代
- 日用品費用
- 差額ベッド代
- 家族のお見舞費用
- 付き添い費用
- 自由診療費 など

■ 気になるデータ(健康保険適用外の費用)

差額ベッド代は
1日全体平均 **6,714円**

食事代は
1日3食 **1,470円**
※区分:一般の方の場合

【出典】厚生労働省「第591回中央社会保険医療協議会・主な施設基準の届出状況等について」

【出典】「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」の公布について(通知)(令和06年03月07日発表第307008号)

生涯で「がん」に罹患する確率は男女とも約2人に1人

「がん」への
備えも重要

男性
62.1%

女性
48.9%

【出典】国立がん研究センター「最新がん統計」

生命保障プラン 保障内容と掛金

万一の際に残されたご家族の日常の生活費を補てんできます!

ここに記載されている内容は、共済制度の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

- 被共済者が死亡または重度障がい状態になったとき、ご選択いただいた受取額・受取期間にて分割形式で共済金をお支払いします。
- 下記のコースの中から被共済者ごとに1コースを選択してご加入ください。
- 生命保障プランは、団体生命共済の「共済年金払特則」を利用した制度です。

●新規加入できる方

A10コース・J10コース:契約発効日時点で満15歳以上満64歳までの組合員(A10コース)およびその配偶者(J10コース)で、申込日(告知日)時点で健康な方*

A20コース・B10コース・B20コース・C10コース・C20コース:契約発効日時点で満15歳以上満59歳までの組合員で、申込日(告知日)時点で健康な方*

*「健康な方」とは申込日(告知日)時点において、申込書の質問表にもとづき、加入が認められると判断できる状態の方をいいます。なお、申込日(告知日)時点での健康状態により加入判断を行いますので、申込書の提出にあたっては必ず申込日(告知日)をご記入ください。

●継続加入と契約満了:組合員、配偶者とも満80歳の契約満了日まで継続加入いただけます。

※A20・B10・B20・C10・C20コースの方は満65歳の更新時に、A10コースへ自動移行します。

保障内容

組合員本人コース

コース	受取年額	受取期間	受取共済金額(年1回受け取りの場合)		
			分割受取総額	一時金 (初年度のみ)	受取総額 (分割受取総額+一時金)
A10	36万円	10年	360万円	約52万円	約412万円
A20		20年	720万円	約97万円	約817万円
B10	60万円	10年	600万円	約70万円	約670万円
B20		20年	1,200万円	約146万円	約1,346万円
C10	90万円	10年	900万円	約30万円	約930万円
C20		20年	1,800万円	約43万円	約1,843万円

満65歳でA10コースへ自動移行します。

配偶者コース

コース	受取年額	受取期間	受取共済金額(年1回受け取りの場合)		
			分割受取総額	一時金 (初年度のみ)	受取総額 (分割受取総額+一時金)
J10	36万円	10年	360万円	約52万円	約412万円

※受取回数は、年1・2・4・6回のいずれかを共済金請求時点で選択できます。年6回の受け取りはB10・B20・C10・C20コースのみが選択できます。

※受取人が死亡された場合は、受取人の相続人に分割受取期間の残余期間分の現価をお支払いします。(受取人の死亡によって、共済年金払特則は消滅します)

(単位:円)

掛金表 (月払掛金)

コース	A10・J10		A20		B10		B20		C10		C20	
	加入できる方の範囲		本人									
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15歳~35歳	440	320	836	608	715	520	1,375	1,000	990	720	1,870	1,360
36歳~40歳	520	440	988	836	845	715	1,625	1,375	1,170	990	2,210	1,870
41歳~45歳	640	520	1,216	988	1,040	845	2,000	1,625	1,440	1,170	2,720	2,210
46歳~50歳	880	720	1,672	1,368	1,430	1,170	2,750	2,250	1,980	1,620	3,740	3,060
51歳~55歳	1,280	960	2,432	1,824	2,080	1,560	4,000	3,000	2,880	2,160	5,440	4,080
56歳~59歳	1,840	1,200	3,496	2,280	2,990	1,950	5,750	3,750	4,140	2,700	7,820	5,100
60歳	1,840	1,200	3,496	2,280	2,990	1,950	5,750	3,750	4,140	2,700	7,820	5,100
61歳~64歳	3,280	1,720	6,232	3,268	5,330	2,795	10,250	5,375	7,380	3,870	13,940	7,310
65歳	3,280	1,720										
66歳~70歳	5,800	2,600										

の網掛け部分は継続加入のみ(新規加入はできません)。

<71歳以降の掛金>

本人加入コース	配偶者加入コース	掛金																	
		男性								女性									
		71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
A10	J10	7,840	8,560	9,240	10,000	10,960	12,160	13,600	15,320	17,280	3,480	3,840	4,200	4,600	5,080	5,760	6,520	7,440	8,520

※継続加入のみ(新規加入はできません)。

(単位:円)

<ご注意>

- ①「組合員本人コース」は、新規加入時に死亡共済金受取人の指定が必要です。受取人指定についてはご契約のてびき「●共済金の年金払いについて」をご参照ください。※共済金請求時において死亡共済金受取人の指定がない場合、年金払いではなく一時金でのお支払いとなります。一時金でのお支払い額(一括受取額)についてはご契約のてびきをご参照ください。※「配偶者コース」の死亡共済金受取人は「契約者(組合員)」となります。
- ②配偶者が加入する場合、組合員本人の加入が必要です。
- ③共済期間中において、加入コースの変更または解約はできません。
- ④記載されている受取総額(概算額)は、2025年6月1日時点の基礎率(予定利率1.0%等)で計算したもので、将来の基礎率(予定利率等)の変更により変動(増減)することがあります。
- ⑤積立型の貯蓄制度ではありません。脱退時の解約返戻金はありません。
- ⑥既に団体生命共済にご加入の場合、現在のご契約状況によってはご希望のコースにお申し込みいただけない場合があります。ご不明な点は労働組合もしくはくみん共済 coop までお問い合わせください。

医療保障プラン 保障内容と掛金

入院・手術・がん等の医療保障をお手頃な掛金で備えられます!

ここに記載されている内容は、共済制度の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

- 下記のコースの中から被共済者ごとに1コースを選択してご加入ください。
- 医療保障プランは、団体生命共済の「医療保障単独募集方式」を利用した制度です。

● 新規加入できる方

S3コース・M5コース(組合員)、SJコース・MJコース(配偶者): 契約発効日時点で、満15歳以上満64歳までの組合員およびその配偶者で、申込日(告知日)時点で健康な方*

L10コース(組合員)、LJコース(配偶者): 契約発効日時点で、満15歳以上満59歳までの組合員およびその配偶者で、申込日(告知日)時点で健康な方*

*「健康な方」とは申込日(告知日)時点において、申込書の質問表にもとづき、加入が認められると判断できる状態の方をいいます。なお、申込日(告知日)時点での健康状態により加入判断を行いますので、申込書の提出にあたっては必ず申込日(告知日)をご記入ください。

● 継続加入と契約満了: 組合員、配偶者とも満80歳の契約満了日まで継続加入いただけます。

※L10コース(組合員)、LJコース(配偶者)の方は満65歳の更新時にM5コース(組合員)、MJコース(配偶者)へ自動移行します。 ※S3コース(組合員)、SJコース(配偶者)の方は、満71歳の更新時にT3コース(本人)、TJコース(配偶者)へ自動移行します。 ※M5コース(組合員)、MJコース(配偶者)の方は、満71歳の更新時にR5コース(本人)、RJコース(配偶者)へ自動移行します。

保障内容

L10コース(組合員)、LJコース(配偶者)は満65歳の更新時にM5コース(組合員)、MJコース(配偶者)へ自動移行します。

満71歳の更新時にS3コース(組合員)、SJコース(配偶者)はT3コース(本人)、TJコース(配偶者)へ、M5コース(組合員)、MJコース(配偶者)は、R5コース(本人)、RJコース(配偶者)へ自動移行します。

コース	基本契約		該当する特約名					
			病気になる入院特約			災害入院特約	新手術特約	新がん等重度疾病診断一時金特約
			死亡・ 重度障がい※1 (死亡共済金・ 重度障害共済金)	病気等による入院※2 (病気入院共済金)	疾病障害見舞金 共済期間中にはじめて 特定の障がい状態と なった場合	ドナー支援金 共済期間中に生体間における 臓器移植のドナーとなって、 日本国内で手術を受けた場合	不慮の事故による入院※3※4 (災害入院共済金)	不慮の事故・ 病気による手術 または 放射線治療 (新手術共済金・ 放射線治療共済金)
組合員 配偶者								
S3 SJ	10万円	日額3,000円	12万円	3万円	日額3,000円	3万円	最高50万円	
M5 MJ		日額5,000円	20万円	5万円	日額5,000円	5万円		
L10 LJ		日額10,000円	40万円	10万円	日額10,000円	10万円		
T3 TJ	10万円	日額3,000円	—	3万円	日額3,000円	3万円	—	
R5 RJ		日額5,000円	—	5万円	日額5,000円	5万円		

※T3コース・TJコース・R5コース・RJコースは年齢による更新時の移行専用コースのため、新規加入はできません。

※1:障がいとは、「労働者災害補償保険法施行規則」別表第1「障害等級表」によるものをいいます。このうち、「重度障がい」とは、第1級、第2級、第3級の2、3、4に該当するものをいいます。※2:病気等による入院は、共済期間中に疾病の治療を目的とする1日以上入院をした場合にお支払いします。※3:「不慮の事故」とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。※4:不慮の事故による入院は、共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、共済期間中に1日以上入院をした場合にお支払いします。ただし、事故の日より180日以内に開始した入院が対象となります。※5:「悪性新生物診断共済金」「上皮内新生物診断共済金」「急性心筋梗塞診断共済金」「脳卒中診断共済金」は各共済金ごとに定める条件を満たした場合に、2年に1回を限度に無制限でお支払いします。

掛金表 (月払掛金)

コース	S3・SJ		M5・MJ		L10・LJ	
	加入できる方の範囲					
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15歳~35歳	674	771	1,054	1,231	2,004	2,381
36歳~40歳	811	999	1,251	1,539	2,351	2,889
41歳~45歳	1,004	1,096	1,524	1,636	2,824	2,986
46歳~50歳	1,300	1,186	1,900	1,726	3,400	3,076
51歳~55歳	1,785	1,407	2,525	2,007	4,375	3,507
56歳~59歳	2,419	1,683	3,319	2,403	5,569	4,203
60歳	2,419	1,683	3,319	2,403	5,569	4,203
61歳~64歳	3,170	2,051	4,250	2,871	6,950	4,921
65歳	3,170	2,051	4,250	2,871		
66歳~70歳	4,053	2,523	5,333	3,543		

(単位:円)

<71歳以降の掛金>

コース	掛金								
	男			性					
組合員 配偶者	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
T3 TJ	2,384	2,462	2,599	2,708	2,852	3,092	3,218	3,441	3,670
R5 RJ	3,844	3,962	4,179	4,348	4,572	4,952	5,138	5,481	5,830
コース	女性								
組合員 配偶者	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
T3 TJ	1,825	1,864	1,993	2,093	2,225	2,452	2,591	2,734	2,911
R5 RJ	2,985	3,044	3,253	3,413	3,625	3,992	4,211	4,434	4,711

※継続加入のみ(新規加入はできません)。

(単位:円)

<ご注意>

- ① 配偶者が加入する場合、組合員本人の加入が必要です。
- ② 配偶者契約の病気になる入院保障額は、組合員本人契約の病気になる入院保障額を上限とします。
- ③ 既に団体生命共済にご加入の場合、現在のご契約状況によってはご希望のコースにお申し込みいただけない場合があります。ご不明な点は労働組合もしくはこくみん共済coopまでお問い合わせください。
- ④ 共済期間において、加入コースの変更または解約はできません。

の網掛け部分は継続加入のみ(新規加入はできません)。

生命・医療共済『あおぞら』ご契約のてびき (契約概要・注意喚起情報)

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。

なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約(「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」ならびにこれらにかかる条項を除きます。)*細則によって定まります。

このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、こくみん共済 coop(以下「当会」といいます。)*までお問い合わせください。

ご契約内容となる事業規約・細則について

・団体定期生命共済の事業規約・細則は当会にお問い合わせください。

共済商品名称と該当する事業規約・細則

共済商品名	事業規約・細則
団体生命共済	団体定期生命共済

1.ご契約にあたっての共通項目

契約概要

「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。以下同じです。

●契約の引受団体と取り組み方法

1.引受団体

全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済 coop)

2.取り組みの方法

団体と当会で定めた協定書に従い取り組みを行い、契約を締結します。

●掛金と初回掛金の払込方法について

指定口座からの口座振替となります。

●共済期間と契約の更新について

共済期間は1年です。同じ内容で引き続き加入する場合は、自動更新となりお手続きは不要です。ただし、更新日において被共済者となる方が当会の定める被共済者の範囲外である場合は更新できません。

※事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額、保障内容等を変更することがあります(P.7「規約および細則の変更について」をご確認ください)。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約に際して特に注意していただきたい事項を記載しています。以下同じです。

●クーリングオフについて

契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。

※クーリングオフをする場合、契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、被共済者の氏名、クーリングオフする旨を当会にお申し出ください。詳

しくは所属団体を通じて、当会までお問い合わせください。

●加入申込書(申込書)および質問表の記入について

1.申込書は当会と契約を締結するもの、および質問事項を告知するものとして重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態等についての質問事項)について正確にお答えいただけなかった場合、契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。被共済者になる方の同意を得て、契約申込者(契約者)自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名してください。

2.申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は共済契約代表者または契約申込者(契約者)に通知します。

3.契約申込者(契約者)が申込書の「申込日」に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。

●契約の成立と効力の発生について

当会が申し込みを承諾した場合は、その申込日に契約は成立します。効力の発生日は、各団体との協定書に定める日からとなります。中途加入等の場合は、契約の成立日以降の翌月1日午前0時からとなります。

●2回目以降の掛金払い込みと払込猶予期間・契約の失効

(1)口座振替は、当会が指定した日(取扱金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日)にご指定の口座から振り替えます。なお、掛金の払込期日は毎月の発効当日の前日の属する月の末日です。

(2)払込期日の翌日から3か月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します。

●共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。

●規約および細則の変更について

当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日時点における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項)により更新します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載やその他の方法により周知します。

●共済金の不法取得目的による契約の無効について

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約は無効となり、契約当初からの払込掛金はお返しできません。また、すでに共済金および返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

●詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、被共済者または共済金受取人が、申し込みの際に詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

●掛金の保険料控除について

団体生命共済の掛金は、一部を除き生命保険料控除の対象となります。

2. 団体生命共済のご契約

契約概要

●共済金受取人について

1. 共済金受取人は契約者です。

2. 1.にかかわらず、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、(1)から(5)の順位になります。なお、(2)から(5)の中では、記載の順序になります。

(1) 契約者の配偶者(内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方(以下「内縁関係にある方等」)を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。)

※「内縁関係にある方等」とは、生活実態をもとに当会が認めた方をいいます。また、戸籍上の性別が同一である場合については、加入時に確認書類の提示(自治体の同性パートナーシップの証明書、住民票、当会所定の確認書のいずれか)をお願いしています。

(2) 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです。)

(3) 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(4) (2)にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(5) (3)にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

3. 2.において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。

4. 契約者は、支払事由が発生するまでは所定の書類により、被共済者の同意および当会の承諾を得て、2.の死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を2.以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。

5. 4.により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後契約更新(以下「更新」といいます。)されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとしします。

6. 死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が当会に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、重複して共済金は支払いません。

7. 4.により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後新たな死亡共済金受取人が指定されないときは、1.または2.に規定する順位または順序によります。

●共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります。

●被共済者になることができる方

発効日または更新日に、次のいずれかに該当する方

1. 契約者(団体の構成員。以下同じです。)

2. 契約者の配偶者

※配偶者の加入には契約者本人の加入が必要です。

●被共済者になることができない方

1. 質問表の回答を当会が確認し、加入が妥当でないと判断した方。ただし、全員一律加入契約および家族全員一律加入契約を除きます。

2. 発効日または更新日に次の職業・職務に従事している方

(1) 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業・職務

(2) テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業・職務

ただし、契約者本人が、これらの職業・職務に従事している場合でも、所属する団体の全被共済者の3%以内であれば加入できます。(加入することができる基本契約共済金額は500万円までとなります。)

●割り戻し金について

毎年5月末の決算において、団体単位に収支計算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします。

●共済金をお支払いする場合

1. 基本契約

<死亡共済金・重度障害共済金>

被共済者が共済期間中に死亡、または重度障がいの状態となった場合に、基本契約共済金額を死亡共済金または重度障害共済金としてお支払いします。

※死亡共済金と重度障害共済金は重複して支払いしません。

2. 傷害特約(災害入院特約)

<災害入院共済金(災害入院特約)>

被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます。)中に1日以上入院をした場合に、次の金額を災害入院共済金としてお支払いします。

※事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が対象となります。

$$\text{災害入院共済金} = \text{災害入院特約共済金額(日額)} \times \text{入院日数}$$

なお、災害入院共済金をお支払いする入院日数の限度は、同一の不慮の事故による1回の入院について180日までとなります。また、一度退院し、事故の日からその日を含めて180日以内に再入院した場合には、1回の入院とみなします。

※入院日と退院日が同一の日である場合には、入院基本料の支払いの有無などを参考に判断します。

3.病氣入院特約

<病氣入院共済金>

被共済者が共済期間(契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。)中に疾病の治療を目的とする1日以上入院をした場合に、次の金額を病氣入院共済金としてお支払いします。

$$\text{病氣入院共済金} = \text{病氣入院特約共済金額(日額)} \times \text{入院日数}$$

なお、病氣入院共済金をお支払いする入院日数の限度は、同一の原因による1回の入院について180日までとなります。

また、一度退院し、同一の原因により退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再入院した場合には、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病氣入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。

※入院日と退院日が同一の日である場合には、入院基本料の支払いの有無などを参考に判断します。

<疾病障害見舞金>

被共済者(病氣入院特約の発効日または更新日現在の年齢が、満66歳未満の方に限ります)が共済期間中にはじめて次の(1)から(5)のいずれかの特定の身体障がいの状態となった場合に、次の金額を疾病障害見舞金としてお支払いします(それぞれ1回のみのお支払いとなります)。

(1)恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの

※一時的な装着や既に装着した恒久的心臓ペースメーカー・その付属品(電池など)の交換を除きます。

(2)心臓に人工弁を置換したもの

※人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。

(3)腎臓の機能を全く永久に失い、かつ、人工透析療法または腎移植を受けたもの

※一時的な人工透析療法を除きます。

※腎移植のうち、自家腎移植および再移植を除きます。

※次のいずれかの場合は、疾病障害見舞金をお支払いできません。

①人工透析療法を受けたことにより疾病障害見舞金をお支払いした後に、腎移植を受けたとき

②腎移植を受けたことにより疾病障害見舞金をお支払いした後に、人工透析療法を受けたとき

(4)直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの

(5)ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したものまたは尿路変更術を受けたもの

$$\text{疾病障害見舞金} = \text{病氣入院特約共済金額(日額)} \times 40$$

<ドナー支援金>

被共済者が共済期間中に生体間における骨髄移植または臓器移植のドナーとなるための骨髄の採取(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取を含みます)または臓器の採取・摘出を直接の目的とする手術を受けた場合、次の金額をドナー支援金としてお支払いします。

$$\text{ドナー支援金} = \text{病氣入院特約共済金額(日額)} \times 10$$

※日本国内の病院または診療所において受けた手術が対象となります。

※皮膚移植、骨移植および輸血はお支払いの対象となりません。

※臓器移植とは、肝臓移植・腎臓移植その他当会が認めるものをいいます。

4.新手術特約

<新手術共済金>

被共済者が共済期間(契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます)中に、次の(1)から(3)のすべてをみたく手術を受けた場合に、次の金額を新手術共済金としてお支払いします。

(1)次のいずれかに該当する手術

①共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とし、その事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術

②疾病の治療を直接の目的とする手術

(2)病院または診療所において受けた手術

(3)次のいずれかの種類に該当する手術

①公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術(歯科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象となる手術を含みます)。ただし、手術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとし、次に掲げる手術を除きます。

ア.創傷処理

イ.皮膚切開術

ウ.デブリードマン

エ.骨・軟骨または関節の、非観血的整復術・非観血的整復固定術および非観血的授動術

オ.抜歯手術

カ.診療報酬点数が1,400点未満の手術

※診療報酬点数には、手術に際して使用した材料・麻酔・薬剤などの費用や加算にかかる点数は含みません。

※診療報酬点数が1,400点未満の手術を同時に2つ以上受けた場合であっても、1,400点未満の手術を1つのみ受けたものとみなして取り扱います。

②先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術。ただし、歯、義歯、または歯肉の処置に伴う手術および①のア.か

ら工.までに該当する手術を除き、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含みません。

新手術共済金=新手術特約共済金額×10

※新手術共済金の支払事由に該当する2つ以上の手術を同時に受けた場合には、1つの手術を受けたものとしてお支払いします。

※新手術共済金の支払事由に該当する手術を受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。

<放射線治療共済金>

被共済者が共済期間(契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます)中に、次の(1)から(3)のすべてを満たす施術(以下「放射線治療」といいます。)を受けた場合に、次の金額を放射線治療共済金としてお支払いします。

(1)次のいずれかに該当する施術

①共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とし、その事故の日からその日を含めて180日以内に受けた施術

②疾病の治療を直接の目的とする施術

(2)病院または診療所において受けた施術

(3)次のいずれかの種類に該当する施術

①公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる放射線照射(「血液照射」を除きます)または温熱療法による施術(歯科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる施術のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象となる放射線照射(「血液照射」を除きます)または温熱療法による施術を含みます)。ただし、施術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとします。

②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術

放射線治療共済金=新手術特約共済金額×10

※放射線治療を2回以上受けた場合、放射線治療共済金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療についてはお支払いの対象となりません。

※放射線治療共済金の支払事由に該当する2つ以上の施術を同時に受けた場合には、1つの施術を受けたものとみなします。

5.新がん等重度疾病診断一時金特約

※この特約の共済金をお支払いする場合は、「共済期間」には、契約を更新した場合の更新後の共済期間を含みます。

※各診断共済金の支払対象となる「疾病の定義」は当会が定める基準になります。

<悪性新生物診断共済金>

被共済者が、新がん等重度疾病診断一時金特約の発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から起算して91日目以後の共済期間中に次のいずれかに該当した場合に、次の金額を悪性新生物診断共済金としてお支払いします。

(1)生後はじめてがん罹患し、医師または歯科医師による病理組織学的所見により診断確定されたとき

(2)がん罹患し、医師または歯科医師による病理組織学的所見によりがんと診断確定され、かつ、そのがんの治療を目的とする入院をしたとき

(3)(1)(2)により悪性新生物診断共済金が支払われた後、2年経過後にがんの治療を目的とする入院をしたとき

悪性新生物診断共済金=新がん等重度疾病診断一時金特約共済金額

※悪性新生物診断共済金が支払われることとなった日からその日を含めて2年以内に支払事由に該当した場合には、お支払いの対象となりません。

<上皮内新生物診断共済金>

被共済者が、新がん等重度疾病診断一時金特約の発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から起算して91日目以後の共済期間中に上皮内新生物に罹患し、医師または歯科医師による病理組織学的所見により診断確定された場合に、次の金額を上皮内新生物診断共済金としてお支払いします。

上皮内新生物診断共済金=新がん等重度疾病診断一時金特約共済金額×10%

※上皮内新生物診断共済金が支払われることとなった診断確定日からその日を含めて2年以内に支払事由に該当した場合には、お支払いの対象となりません。

<急性心筋梗塞診断共済金>

被共済者が次の(1)および(2)をみたまつ場合に、次の金額を急性心筋梗塞診断共済金としてお支払いします。

(1)共済期間中に急性心筋梗塞と医師により診断されたとき

(2)共済期間中に(1)の急性心筋梗塞によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師により診断されたとき、または(1)の急性心筋梗塞の治療を目的とした手術を受けたとき

急性心筋梗塞診断共済金=新がん等重度疾病診断一時金特約共済金額×50%

※急性心筋梗塞診断共済金が支払われることとなった日からその日を含めて2年以内に支払事由に該当した場合には、お支払いの対象となりません。

<脳卒中診断共済金>

被共済者が次の(1)および(2)をみたまつ場合に、次の金額を脳卒中診断共済金としてお支払いします。

(1)共済期間中に脳卒中と医師により診断されたとき

(2)共済期間中に(1)の脳卒中によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調および麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき、

または(1)の脳卒中の治療を目的とした手術を受けたとき

$\text{脳卒中診断共済金} = \text{新がん等重度疾病診断一時金特約共済金額} \times 50\%$

※脳卒中診断共済金が支払われることとなった日からその日を含めて2年以内に支払事由に該当した場合には、お支払いの対象となりません。

<肝硬変診断共済金>

被共済者が、共済期間中に肝硬変と医師により生後はじめて診断された場合に、次の金額を肝硬変診断共済金としてお支払いします。

$\text{肝硬変診断共済金} = \text{新がん等重度疾病診断一時金特約共済金額} \times 50\%$

※肝硬変診断共済金のお支払いは、被共済者の一生涯にわたり1回限りです。

<慢性膵炎診断共済金>

被共済者が、共済期間中に慢性膵炎と医師により生後はじめて診断された場合に、次の金額を慢性膵炎診断共済金としてお支払いします。

$\text{慢性膵炎診断共済金} = \text{新がん等重度疾病診断一時金特約共済金額} \times 50\%$

※慢性膵炎診断共済金のお支払いは、被共済者の一生涯にわたり1回限りです。

●共済金を減額してお支払いする場合

<重度障害共済金>

発効日または更新日(増額した場合)時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から180日以内に重度障がいの状態になったときは、前項「共済金をお支払いする場合」における重度障害共済金の額を50%減額してお支払いします。

※全員一律加入部分、集団一律加入部分および家族全員一律加入部分の共済金額を除いた基本契約共済金額が減額の対象となります。

<災害入院共済金>

不慮の事故等による傷害については、次の影響を除いて共済金の額を決定し、お支払いします。

1. 事故前から存在していた障がい・傷病による影響
2. 事故後、その事故とは関係なく発生した障がい・傷病による影響
3. 正当な理由なく、被共済者が治療を行わず傷害が重大となったことによる影響
4. 正当な理由なく、契約者または共済金受取人が治療させなかったことによる影響

●共済金の年金払いについて

1. 死亡共済金または重度障害共済金等について、一時金ではなく年金形式で受け取ること(以下「年金払い」といいます。)ができます。
※年金払いができるのは、所属団体における契約に共済金年金払特約が付帯されている場合に限りです。
2. 年金払いによる年金の受取人(以下「年金受取人」といいます。)になれる方は、共済金受取人である契約者本人です。
3. 2.にかかわらず、契約者が被共済者である契約において、契約者が死亡した場合の年金受取人になれる方は、あらかじめ次の範囲内から死亡共済金受取人として指定されている方となります。

(1) 契約者の配偶者

(2) 契約者の収入により生計を維持している契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(3) 契約者の収入により生計を維持している契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(4) (1)から(3)までにあてはまらない契約者の収入により生計を維持している契約者のその他の親族

※あらかじめ上記の範囲内で、契約者が指定した後、その死亡共済金受取人が上記の範囲外となった場合には、死亡共済金受取人を変更していただく必要があります。

なお、その死亡共済金受取人が年金払いを選択する際に、上記の範囲外となっていた場合には、年金払いではなく一時金での受け取り(お支払い)となります。

4. 年金払いのお取扱内容

(1) 年金年額が24万円を下回る場合には、年金払いはお取り扱いできません。

(2) 年金の種類は、確定年金です。

※確定年金は、年金開始日以降、一定の支払期間中、年金をお支払いします。

なお、支払期間は、5年以上35年以下の範囲内で5年単位に設定いただけます。

(3) 年金の型は、定額型(年金の額が毎年一定)です。

(4) 年金のお支払方法

① 年金払いの対象となる共済金のお支払日に、その全額または一部を年金原資に充当して、この日を年金開始日とし、その後、年金開始日の年応当日ごとに年金をお支払いします(年1回受け取り)。
※年金額は、年金原資が充当される年金開始日の基礎率(予定利率等)で計算します。

② 年金を分割して受け取ることができます。

※年2回受け取り:年金年額36万円以上、年4回受け取り:年金年額36万円以上、年6回受け取り:年金年額48万円以上である場合に限りです。

③ 年金受取人は、確定年金の支払期間の残余期間分の現価を一括して受け取ることができます。

※受取額は、予定利率で割引いた年金の現価となり、年金で受け取るよりも少ない額となります。

(5) 年金受取人は、年金原資に充当する共済金の額、確定年金の支払期間、および年金の受取回数を変更すること、ならびに権利義務を第三者に承継させることはできません。

(6) 年金受取人が死亡された場合には、年金受取人の相続人に、確定年金の支払期間の残余期間分の現価を一括してお支払いします。

注意喚起情報

●契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

1. 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
2. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
3. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められるとき
 - *1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力をいいます。
 - *2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
4. 他の契約等との重複によって、被共済者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします。)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
5. 前記1.から4.までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき
6. 契約者または被共済者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
 - ※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
 - ※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただけます。
 - ※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。当該契約の未経過共済期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます。)に相当する掛金をお返しします。
 - ※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

●被共済者による契約の解除請求について

被共済者が契約者以外である場合、被共済者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。

●共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。

共済金の種類	主な免責事由
1.すべての共済金	(1)契約が解除されたとき (2)契約が無効となったときや詐欺等により取り消されたとき

2.死亡を原因とする共済金	(1)被共済者が発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から1年以内に自殺したとき (2)被共済者の犯罪行為によるとき (3)共済金受取人の故意によるとき (4)契約者の故意によるとき(契約者と同一人である場合を除きます) など
3.重度障がいの原因とする共済金	(1)被共済者が発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から1年以内に自殺行為により重度障がいの状態となったとき (2)被共済者の故意(自殺行為を除きます)によるとき (3)被共済者の犯罪行為によるとき (4)契約者の故意によるとき(契約者と同一人である場合を除きます) など
4.不慮の事故を原因とする共済金	(1)契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき (2)被共済者の故意または重大な過失によるとき (3)被共済者の犯罪行為によるとき (4)被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき (5)被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき (6)被共済者の精神障害または泥酔によるとき (7)被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき (8)原因がいかなる場合でも頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの など
5.疾病を原因とする共済金	(1)契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき (2)被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病によるとき (3)原因がいかなる場合でも頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの など

6.手術・放射線治療に関わる共済金	創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検を目的とした手術 など
-------------------	--

●契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

1. 契約者が発効日または更新日にすでに死亡していたとき
2. 被共済者が発効日にすでに死亡していたとき
3. 契約者が発効日または更新日に団体の構成員でなくなっていたとき
4. 被共済者が発効日または更新日に契約概要「被共済者になることができる方」の範囲外であったとき
5. 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分
6. 契約の申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき
7. 契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき

など

※契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しします。

※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

●契約の消滅について

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。

1. 被共済者が死亡したとき
 2. 被共済者が重度障がいの状態となったとき(重度障害共済金が支払われた場合に限ります。)
- ※共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いする場合で、未払込掛金があるときはその未払込掛金の額を共済金から差し引かせていただきます。

●契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、所属する団体を通じて当会へご連絡ください。ご連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

1. 契約者または被共済者の氏名を変更したとき(死亡共済金受取人、指定代理請求人を含む)
2. 契約者の住所を変更したとき
3. 被共済者が契約概要「被共済者になることができる方」の範囲外になったとき

お客様に関する個人情報の取り扱いについて

組合員・お客さまからご提供いただいた個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、当会の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。

また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。

○所属団体について

所属する労働組合・共済会等(以下、「所属団体」といいます。)を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報(特定個人情報を除く)を所属団体へ提供させていただきます。

○医療機関等について

共済金の適正かつ迅速なお支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を、医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。

○保有個人データ(共済契約等)の共同利用について

共済契約の維持および共済金のお支払いの適正化などを目的に、行政庁／支払査定時照会制度に加盟する共済事業団体・生命保険会社／損害保険会社等との間で、本契約に関する個人情報を共同利用させていただくことがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は当会ホームページ(<https://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

こくみん共済 coop(当会)では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。当会に対するご相談・ご不満などがございましたら、ご加入の各都道府県の当会までご連絡ください。

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

・電話 03-5368-5757

・受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

団体事務手数料のお支払いについて

契約者が所属する労働組合・共済会等(以下、「所属団体」といいます。)を通じてご加入される場合、契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとづいて所属団体が代行することとなります。こくみん共済 coop は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

組合員について

1. 組合員の資格

- (1)この消費生活協同組合(都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます)の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- (2)この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- (1)組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- (2)この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- (3)前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- (4)第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1)組合員たる資格の喪失 (2)死亡 (3)除名

5. 除名

- (1)この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - ①3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2)前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3)この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

ご契約者の皆さまへ

「こくみん共済 coop(当会)」は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行ってまいります。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行ってまいります。

当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください)。

新しく組合員になられる方へ(出資金について)

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員になるには、1口(100円)の出資が必要です(生活協同組合運営のために10口(1,000円)以上の出資をお願いしています)。なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの「こくみん共済 coop」へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合がありますのでご注意ください。

<生命保障プラン>

加入コースと死亡・重度障害共済金額(一括受取額)

加入コース	死亡・重度障害共済金額 (一括受取額)
A10	400万円
A20	760万円
B10	650万円
B20	1,250万円
C10	900万円
C20	1,700万円
J10	400万円

こくみん共済 coop 各推進本部の連絡先一覧

推進本部・生協名	電話番号	推進本部・生協名	電話番号
北海道推進本部 (北海道労働者共済生活協同組合)	011-821-6031	滋賀推進本部 (滋賀県労働者共済生活協同組合)	077-524-6031
青森推進本部 (青森県労働者共済生活協同組合)	017-723-6031	奈良推進本部 (奈良県労働者共済生活協同組合)	0742-27-5353
岩手推進本部 (岩手県労働者共済生活協同組合)	019-622-0631	京都推進本部 (京都市労働者共済生活協同組合)	075-812-7821
宮城推進本部 (宮城県労働者共済生活協同組合)	022-265-6071	大阪推進本部 (全大阪労働者共済生活協同組合)	06-6647-7700
秋田推進本部 (秋田県労働者共済生活協同組合)	018-824-6031	和歌山推進本部 (和歌山県労働者共済生活協同組合)	073-425-6031
山形推進本部 (山形県労働者共済生活協同組合)	023-646-4666	兵庫推進本部 (兵庫県労働者共済生活協同組合)	078-371-6522
福島推進本部 (福島県労働者共済生活協同組合)	024-521-3390	島根推進本部 (島根県労働者共済生活協同組合)	0852-27-0631
新潟推進本部 (新潟県総合生活協同組合)	025-284-6031	鳥取推進本部 (鳥取県共済生活協同組合)	0857-29-7444
茨城推進本部 (茨城県労働者共済生活協同組合)	029-227-6642	岡山推進本部 (岡山県労働者共済生活協同組合)	086-253-6031
栃木推進本部 (栃木県労働者共済生活協同組合)	028-635-6031	広島推進本部 (広島県労働者共済生活協同組合)	0120-39-6031
群馬推進本部 (群馬県労働者共済生活協同組合)	027-255-6311	山口推進本部 (山口県共済生活協同組合)	083-927-5000
埼玉推進本部 (埼玉県労働者共済生活協同組合)	048-822-0631	徳島推進本部 (徳島県共済生活協同組合)	088-679-7700
千葉推進本部 (千葉県労働者共済生活協同組合)	043-287-8165	香川推進本部 (香川県労働者共済生活協同組合)	087-822-1156
東京推進本部 (東京労働者共済生活協同組合)	03-3360-6300	愛媛推進本部 (愛媛県共済生活協同組合)	089-923-6153
神奈川推進本部 (神奈川県労働者共済生活協同組合)	045-473-5588	高知推進本部 (高知県労働者共済生活協同組合)	088-823-6031
長野推進本部 (長野県労働者共済生活協同組合)	026-217-7631	福岡推進本部 (福岡県労働者共済生活協同組合)	092-739-6100
山梨推進本部 (山梨県労働者共済生活協同組合)	055-237-6861	佐賀推進本部 (佐賀県労働者共済生活協同組合)	0952-41-1332
静岡推進本部 (静岡県労働者共済生活協同組合)	054-254-1180	長崎推進本部 (長崎県労働者共済生活協同組合)	095-864-6031
富山推進本部 (富山県労働者共済生活協同組合)	076-433-7388	熊本推進本部 (熊本県労働者共済生活協同組合)	096-375-5545
石川推進本部 (石川県労働者共済生活協同組合)	076-223-4398	大分推進本部 (大分県労働者共済生活協同組合)	097-548-6031
福井推進本部 (福井県労働者共済生活協同組合)	0776-26-6187	宮崎推進本部 (宮崎県共済生活協同組合)	0985-24-6262
愛知推進本部 (愛知県労働者共済生活協同組合)	052-681-7959	鹿児島推進本部 (鹿児島県労働者共済生活協同組合)	099-226-6031
岐阜推進本部 (岐阜県労働者共済生活協同組合)	058-274-6031	沖縄推進本部 (沖縄県共済生活協同組合)	098-833-6016
三重推進本部 (三重県労働者共済生活協同組合)	059-227-6167		

県番号 団体番号 生命保障プラン商品番号 **D170**
 医療保障プラン商品番号 **D180**

全建総連 生命・医療共済『あおぞら』新規加入申込書

契約発効日 年 月 日

貴生協の趣旨に賛同し、加入します。貴会が商品名に応じ設定する事業規約・細則が契約内容となること、および「ご契約のてびき」を了承し、加入を申し込みます。申込書と質問表の記載事項は事実であることを被共済者とともに誓約し、記載事項に明らかな誤りがあるときは貴会が訂正しても異議ありません。本契約に関する個人情報共済契約管理や共済金の支払い等の業務、各

種商品・サービス等の案内、所属する労働組合・共済会等への提供、また、マイナンバーは支払調書作成の事務に利用されることを被共済者とともに同意します。支払査定時照会制度について、詳細を「ご契約のてびき」で確認し、被共済者とともに内容を了解しました。

1 必ず記入してください **申込日(告知日)** 20 年 月 日 団体名

2 契約者について記入してください。

契約者(組合員)	契約者氏名(フリガナを必ず記入してください。)		契約者印	生 年 月 日	性 別	日中ご連絡が付きやすい電話番号(携帯電話など)
	フリガナ	氏 名	印	昭和 平成 19 20 年 月 日	① 男 ② 女	
	フリガナ	フリガナ				
現住所	市 区 郡					
	組 合 員 番 号	社員番号	事業所番号	所属番号	職場番号	推進員番号



A01447

3 加入を希望するコースを選択してください。生命保障プラン、医療保障プランともに1コースのみ加入できます。ご自身で希望するコースに加入する場合は、フリープランに希望の加入コース(型)・共済掛金額を記入してください。

組合員本人加入欄			加入コース(型)	共済掛金額	質問表Aの回答(裏面参照)	主な保障内容(死亡・重度障がい)		
				円		受取年額	受取期間	受取総額(分割受取総額+一時金)
生命保障プラン 契約発効日時点の満年齢 歳	おすすめ1	申し込む	ア	円	いいえ① いいえ② はい	万円	年 約	万円
	おすすめ2	申し込む	ア	円	いいえ① いいえ② はい	万円	年 約	万円
	フリープラン	申し込む	ア	円	いいえ① いいえ② はい			

フリープランに加入する場合は、パンフレットをご確認の上、加入コース(型)と共済掛金額を記入してください。

死亡共済金受取人	受取人氏名(フリガナを必ず記入してください。)	生 年 月 日	契約者との続柄
生命保障プランに加入する場合に記入してください。	フリガナ 氏 名	昭和 平成 令和 19 20 年 月 日	① 配偶者 ② 子ども ③ 孫 ④ 父母 ⑤ 祖父母 ⑥ 兄弟姉妹 ⑦ その他親族 ()

医療保障プラン			加入コース(型)	共済掛金額	質問表Bの回答(裏面参照)	主な保障内容							
				円		死亡・重度障がい	病気やけがによる入院	疾病障害見舞金	ドナー支援金	手術・放射線治療	がん・重度疾病による診断一時金		
医療保障プラン 契約発効日時点の満年齢 歳	おすすめ1	申し込む	イ	円	いいえ① いいえ② はい	万円	日額	円	万円	万円	万円	最高	万円
	おすすめ2	申し込む	イ	円	いいえ① いいえ② はい	万円	日額	円	万円	万円	万円	最高	万円
	フリープラン	申し込む	イ	円	いいえ① いいえ② はい								

フリープランに加入する場合は、パンフレットをご確認の上、加入コース(型)と共済掛金額を記入してください。

配偶者加入欄 加入コース(型)と共済掛金額はパンフレットをご確認ください。
 ※配偶者の契約は、契約者本人が共済金受取人になります。

被共済者氏名(フリガナを必ず記入してください。)		生 年 月 日	性 別
フリガナ	氏 名	昭和 平成 19 20 年 月 日	① 男 ② 女
	加入コース(型)	共済掛金額	質問表の回答(裏面参照)
生命保障プラン	申し込む	円	質問表A いいえ① いいえ② はい
医療保障プラン	申し込む	円	質問表B いいえ① いいえ② はい

<配偶者が加入する場合の注意点>
 ・配偶者が加入する場合、生命保障プラン・医療保障プランそれぞれについて契約者(組合員本人)の加入が必要です。
 ※契約者(組合員本人)が生命保障プランのみに加入する場合、配偶者は医療保障プランには加入できません。
 ※契約者(組合員本人)が医療保障プランのみに加入する場合、配偶者は生命保障プランには加入できません。

4 掛金額の合計を記入してください。

生命保障プラン掛金合計(ア+ウ)	オ	円
医療保障プラン掛金額合計(イ+エ)	カ	円
出資金額(一回あたり)	キ	100 円
払込掛金額合計	(オ+カ+キ)	円

事務処理欄	受付日	加入年月	複区	複指	組番号	束分け	住所変更区分	推進経路番号
	20 年 月 日	20 年 月						
	変区	出資払込	振票(生命)	振票(医療)	異動	出資付替	異動元票	異動元団体
	振票番号: BH13	様式番号:	原票番号:					
	振票コード: JS1-0147							

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収加)

記入内容を訂正した場合は、必ず訂正した箇所に口座届出印を押印してください。 JA・外資系銀行・ネット銀行(楽天銀行、イオン銀行等)・一部の信用組合などはご指定いただけません。詳しくは当会ホームページをご覧くださいか、当会にお問い合わせください。

口座名義人	フリガナ	口座届出印	金融機関名	支店名	預金種目
				① 総合(普通) ② 当座 口座番号(右からつめて記入してください)	
金融機関使用欄		金融機関コード	種目コード	契約種別コード	記号(6桁目がある場合は※欄に記入してください)
印鑑照合 受付者			166301		0
金融機関コード		ねんきん共済等(セット共済)	払込先口座番号	00170-1-104659	払込先加入者名
			払 込 日	28日(休業日の場合は翌営業日)	全 労 済

お願い：記載内容に不備がありましたら、裏面の該当項目に○印をつけて全労済へご返送くださるようお願いいたします。

●ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

質問表 A 生命保障プラン

下記の質問事項は、生命保障プランを申し込んでいただくうえで、重要な事項です。よくお読みのうえ、ありのまま正確にご回答ください。また、被共済者の同意を得たうえで質問表の内容に回答してください。もし、事実を回答せず、または事実でないことを回答したときは、契約は解除され、共済金等をお支払いできないことがあります。

被共済者の健康状態についての質問項目

新規または増額して加入される方（被共済者）は、表面の「質問表Aの回答」欄のいずれかに○印をつけてください。

質問 1 現在、病気*1やけがのため、入院・安静加療*2をしていますか、または、入院・安静加療*2・手術*3・放射線治療・先進医療を要すると診断されていますか？
 *1 「病気」には、妊娠・分娩に伴う異常（帝王切開・異所性妊娠（子宮外妊娠）・妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）・流産等）を含みます。
 *2 「安静加療」とは、医師の診断にもとづき、自宅などで静養している状態をいいます。
 *3 「手術」には、切開術のほか、抜釘術、内視鏡手術、レーザー手術、レーザー治療、レーシック手術、美容外科手術（美容整形手術）、帝王切開、人工中絶手術、避妊手術、臓器提供のための手術を含みます。また、公的医療保険制度にもとづく医師診察報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料の算定対象として定められているもののほか、自由診療によるものも含みます。ただし、抜歯や軽い切り傷等の縫合手術は含みません。

はい

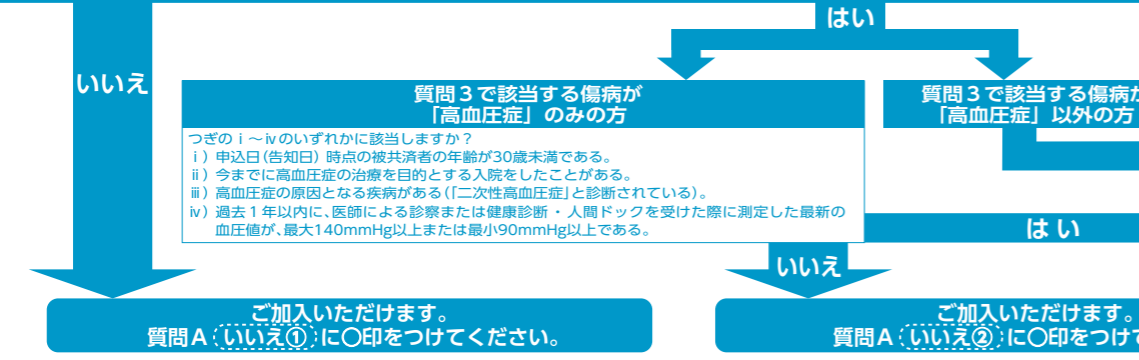
質問 2 過去1年以内に、病気*1やけが（手足の骨折を除きます。）のため、連続して14日以上入院・安静加療*2をしたこと*4がありますか？
 または、過去1年以内に手術*3・放射線治療・先進医療を受けたことがありますか？
 *1～*3は質問1を参照してください。
 *4 「連続して14日以上入院・安静加療をしたこと」には、入院日数と安静加療の期間が合計14日以上となる場合を含みます。例えば、自宅で2日間の安静加療後、10日間入院し、さらにその後自宅で2日間安静加療した場合等を含みます。

はい

質問 3 過去1年以内に、下記の傷病により、医師*5の治療*6を受けたこと、または、医師の治療*6を要すると診断されたこと*7がありますか？ただし、現在、その傷病が完治している*8場合は該当しません。
 *5 「医師」には歯科医師を含みます。
 *6 「医師の治療」とは、投薬、医学的処置および食事療法などをいいます。
 *7 「医師の治療を要すると診断されたこと」には、医師による診察または健康診断・人間ドックで「下記の傷病」の疑いの指摘を受け、検査等（再検査・精密検査を含む）の結果が判明していない状態も含みます。
 *8 「完治している」とは、医師から「病気がよみがえり治癒した」、「治療の必要がない」と診断されている状態をいいます。「下記の傷病」とは、次に掲げるものをいいます。ご不明な場合は、こくみん共済 coop までお問合せください。

がん・しゅよう	悪性新生物、上皮内新生物、良性新生物、がん、しゅよう、悪性リンパ腫、肉腫、子宮筋腫、白血病	呼吸器の疾患	肺炎、肺結核、肺炎腫、肺のう胞、慢性気管支炎、気管支拡張症
糖尿病		精神障がい	うつ病、アルコール依存症、統合失調症、認知症、双極性障害（躁うつ病）
心疾患	心臓病、狭心症、心筋こうそく、心房細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、高血圧症	神経の疾患	髄膜炎、脳性麻痺、パーキンソン病、筋ジストロフィー、アルツハイマー病、てんかん、多発性硬化症、睡眠時無呼吸症候群
脳血管疾患	脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳こうそく）、脳血栓症	血管および血液の疾患	動脈硬化症、動脈瘤、下肢静脈瘤、血栓症、貧血、紫斑病、血友病
胃、腸の疾患	胃潰瘍、十二指腸潰瘍、腸閉塞（イレウス）、潰瘍性大腸炎、腹膜炎、クローン病	眼の疾患	白内障、緑内障、網膜剥離、網膜色素変性
肝臓、すい臓の疾患	肝炎、肝硬変、肝機能障害、すい炎、脂肪肝	脊柱、骨、関節、免疫の疾患	サルコイドーシス、椎間板ヘルニア、強直性脊椎炎、後縦靭帯骨化症、骨髄炎、骨パジェット病、関節リウマチ、こうげん病（ベーチェット病など）、免疫不全症候群
腎臓の疾患	腎炎、腎不全、腎硬化症、多発性のう胞腎、ネフローゼ		

申し訳ございませんが、ご加入・増額いただけません。質問A（はい）に○印をつけてください。



金融機関との約定

金融機関 御中
 私（預金名義人）は、全労済から請求された金額を裏面の預金口座から預金口座振替によって支払うことにしたいので下記預金口座振替規定を確約のうえ、依頼します（ゆうちょ銀行からの自動払込みを除く）。

- 記
- 貴行（銀行・金庫・組合）に請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書記載金額を指定された日（当日が休日の場合は翌営業日）に預金口座から引き落としのうえお支払いください。この場合、預金規定または、当座約定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の提出はいたしません。
 - 振替日において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却して下さりたくありません。
 - この契約を解約するときは、私から貴行（銀行・金庫・組合）に書面により届け出ます。なお、この届け出がないまま長期にわたり全労済から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申し出をしない限り、貴行（銀行・金庫・組合）はこの契約が終了したものと取り扱って下さりたくありません。
 - この預金口座振替について十分に紛論が生じても貴行（銀行・金庫・組合）の責めによる場合を除き、貴行（銀行・金庫・組合）には迷惑をかけません。

（お願い）㊦ ㊧
 記載内容に不備がありましたら、下記の該当項目に○印をつけて全労済へご返送くださるようお願いいたします。

金融機関ゆうちょ銀行使用欄	(不備返却事由)	
	1. 預金取引なし	4. 印鑑不鮮明
	2. 記載事項等相違 〔店名、預金種目、 口座番号、口座名義〕	5. 貯蓄預金 6. その他
	3. 印鑑相違 (備考)	

不備の場合の返送先（㊦ ㊧）
 〒192-0363
 八王子市別所2-39-1
 こくみん共済 coop 情報センター エントリー室

質問表 B 医療保障プラン

下記の質問事項は、医療保障プランを申し込んでいただくうえで、重要な事項です。よくお読みのうえ、ありのまま正確に回答してください。また、被共済者の同意を得たうえで質問表の内容に回答してください。もし、事実を回答せず、または事実でないことを回答したときは、契約は解除され、共済金等をお支払いできないことがあります。

被共済者の健康状態についての質問項目

新規または増額して加入される方（被共済者）は、表面の「質問表Bの回答」欄のいずれかに○印をつけてください。

質問 1 現在、病気*1やけがのため、入院・安静加療*2をしていますか、または、入院・安静加療*2・手術*3・放射線治療・先進医療を要すると診断されていますか？
 *1 「病気」には、妊娠・分娩に伴う異常（帝王切開・異所性妊娠（子宮外妊娠）・妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）・流産等）を含みます。
 *2 「安静加療」とは、医師の診断にもとづき、自宅などで静養している状態をいいます。
 *3 「手術」には、切開術のほか、抜釘術、内視鏡手術、レーザー手術、レーザー治療、レーシック手術、美容外科手術（美容整形手術）、帝王切開、人工中絶手術、避妊手術、臓器提供のための手術を含みます。また、公的医療保険制度にもとづく医師診察報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料の算定対象として定められているもののほか、自由診療によるものも含みます。ただし、抜歯や軽い切り傷等の縫合手術は含みません。

はい

質問 2 現在、妊娠していますか？

はい

質問 3 最近3ヵ月以内に、医師*4の治療*5を受けたことがありますか？（注1）ただし、以下のものは該当しません。
 ・花粉症、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、にきび、虫歯、歯科矯正、水虫の治療
 ・現在、完治しているかぜ・インフルエンザ
 ・現在、完治している手足の軽いけが（切り傷、すり傷、やけど、つき指、打撲、ねんざ）
 ・医師に処方されたものであっても、病気の治療目的ではない投薬（避妊目的のピル、健康増進のためのビタミン剤など）
 *4 「医師」には歯科医師を含みます。
 *5 「医師の治療」とは、投薬、医学的処置および食事療法などをいいます。
 (注1) 医師の治療が「高血圧症」のみの場合、質問4に進んでください。

はい

質問 4 過去1年以内に、病気*1やけが（手足の骨折を除きます。）のため、連続して14日以上入院・安静加療*2をしたこと*6がありますか？
 または、過去1年以内に手術*3・放射線治療・先進医療を受けたことがありますか？
 *1～*3は質問1を参照してください。
 *6 「連続して14日以上入院・安静加療をしたこと」には、入院日数と安静加療の期間が合計14日以上となる場合を含みます。例えば、自宅で2日間の安静加療後、10日間入院し、さらにその後自宅で2日間安静加療した場合等を含みます。

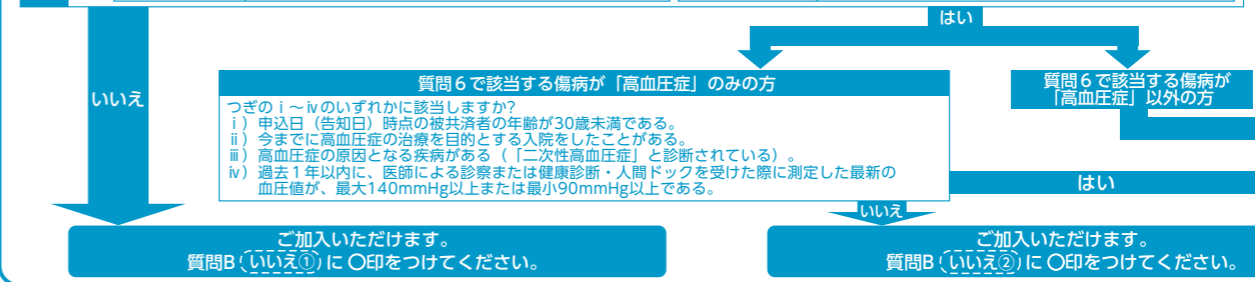
はい

質問 5 過去1年以内に、健康診断*7・人間ドックによって要再検査・要精密検査・要治療を指摘されたことがありますか？（注2）ただし、再検査・精密検査の結果、異常がなかった場合は該当しません。
 *7 「健康診断」とは、健康維持および病気の早期発見のための診察・検査をいい、乳幼児健診や献血時の検査、その他自主的に受けた各種検診も含みます。
 (注2) 異常の指摘が「高血圧症」のみの場合、質問6に進んでください（ただし、「要再検査」「要精密検査」の場合は「はい」となります）。

はい

質問 6 過去1年以内に、下記の傷病により、医師*8の治療*9を受けたこと、または、医師の治療*9を要すると診断されたこと*8がありますか？ただし、現在、その傷病が完治している*9場合は該当しません。
 *4と*5は質問3を参照してください。
 *8 「医師の治療を要すると診断されたこと」には、医師による診察または健康診断・人間ドックで「下記の傷病」の疑いの指摘を受け、検査等（再検査・精密検査を含む）の結果が判明していない状態をいいます。
 *9 「完治している」とは、医師から「病気がよみがえり治癒した」、「治療の必要がない」と診断されている状態をいいます。「下記の傷病」とは、次に掲げるものをいいます。ご不明な場合は、こくみん共済 coop までお問合せください。

がん・しゅよう	悪性新生物、上皮内新生物、良性新生物、がん、しゅよう、悪性リンパ腫、肉腫、子宮筋腫、白血病	呼吸器の疾患	肺炎、肺結核、肺炎腫、肺のう胞、慢性気管支炎、気管支拡張症
糖尿病		精神障がい	うつ病、アルコール依存症、統合失調症、認知症、双極性障害（躁うつ病）
心疾患	心臓病、狭心症、心筋こうそく、心房細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、高血圧症	神経の疾患	髄膜炎、脳性麻痺、パーキンソン病、筋ジストロフィー、アルツハイマー病、てんかん、多発性硬化症、睡眠時無呼吸症候群
脳血管疾患	脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳こうそく）、脳血栓症	血管および血液の疾患	動脈硬化症、動脈瘤、下肢静脈瘤、血栓症、貧血、紫斑病、血友病
胃、腸の疾患	胃潰瘍、十二指腸潰瘍、腸閉塞（イレウス）、潰瘍性大腸炎、腹膜炎、クローン病	眼の疾患	白内障、緑内障、網膜剥離、網膜色素変性
肝臓、すい臓の疾患	肝炎、肝硬変、肝機能障害、すい炎、脂肪肝	脊柱、骨、関節、免疫の疾患	サルコイドーシス、椎間板ヘルニア、強直性脊椎炎、後縦靭帯骨化症、骨髄炎、骨パジェット病、関節リウマチ、こうげん病（ベーチェット病など）、免疫不全症候群
腎臓の疾患	腎炎、腎不全、腎硬化症、多発性のう胞腎、ネフローゼ		



契約引受団体 全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop）

- | | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 北海道労働者共済生活協同組合 | 山梨県労働者共済生活協同組合 | 岡山県労働者共済生活協同組合 |
| 青森県労働者共済生活協同組合 | 静岡県労働者共済生活協同組合 | 広島県労働者共済生活協同組合 |
| 岩手県労働者共済生活協同組合 | 富山県労働者共済生活協同組合 | 山口県共済生活協同組合 |
| 宮城労働者共済生活協同組合 | 石川県労働者共済生活協同組合 | 徳島県共済生活協同組合 |
| 秋田県労働者共済生活協同組合 | 福井県労働者共済生活協同組合 | 香川県労働者共済生活協同組合 |
| 山形県労働者共済生活協同組合 | 愛知県労働者共済生活協同組合 | 愛媛県共済生活協同組合 |
| 福島県労働者共済生活協同組合 | 岐阜県労働者共済生活協同組合 | 高知県労働者共済生活協同組合 |
| 茨城県労働者共済生活協同組合 | 三重県労働者共済生活協同組合 | 福岡県労働者共済生活協同組合 |
| 栃木県労働者共済生活協同組合 | 滋賀県労働者共済生活協同組合 | 佐賀県労働者共済生活協同組合 |
| 群馬県労働者共済生活協同組合 | 奈良県労働者共済生活協同組合 | 長崎県労働者共済生活協同組合 |
| 埼玉県労働者共済生活協同組合 | 埼玉県労働者共済生活協同組合 | 熊本県労働者共済生活協同組合 |
| 千葉県労働者共済生活協同組合 | 東京都労働者共済生活協同組合 | 大分県労働者共済生活協同組合 |
| 東京都労働者共済生活協同組合 | 神奈川県労働者共済生活協同組合 | 和歌山県労働者共済生活協同組合 |
| 神奈川県労働者共済生活協同組合 | 新潟県労働者共済生活協同組合 | 兵庫県共済生活協同組合 |
| 新潟県労働者共済生活協同組合 | 長野県労働者共済生活協同組合 | 鹿児島県労働者共済生活協同組合 |
| 長野県労働者共済生活協同組合 | 長野県労働者共済生活協同組合 | 沖縄県共済生活協同組合 |
| 長野県労働者共済生活協同組合 | 長野県労働者共済生活協同組合 | |